

国拠点病院と異なる独自の指定要件案 (東京都がん診療連携拠点病院)

- 第二回病院機能部会にて承認された、指定要件改正の基本的な考え方に
基づき、改正を行う。
 - ・ 原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。
- 国拠点病院の指定要件と異なる点については、以下のとおり

国拠点病院の要件 (平成30年7月31日施行)	要件	都拠点病院の 独自の指定要件(案)	要件
4 情報の収集提供体制			
(1) 相談支援センター			
○ 体制			
① 相談支援に携わる者それぞれ1人ずつ配置 ・専従(国立がん研究センターの研修(1)～(3)修了者)1人 ・専任(国立がん研究センターの研修(1)～(3)修了者)1人	A	相談支援に携わる者それぞれ1人ずつ配置 ・専従(国立がん研究センターの研修(1)～(3)修了者)1人 ・専任(国立がん研究センターの研修(1)～(3)修了者)1人 【経過措置期間：1年間】	A

国拠点病院と異なる独自の指定要件案 (東京都がん診療連携協力病院)

○第二回病院機能部会にて承認された、指定要件改正の基本的な考え方にに基づき、要件改正を行う。

① 診療機能（医療安全の推進等を含む）については、原則、がん診療連携拠点病院の新要件と同様とする。

ただし、部位ごとの指定であることを考慮して、放射線治療における他施設の連携などについては、例外として一部要件緩和や特例措置を行う。

② 地域の支援機能として行う、地域の関係者などを集めた研修会などは、必要に応じて、要件を一部緩和する。

○指定要件緩和などを行い、国拠点病院の指定要件と異なる点については以下のとおり

国拠点病院の新要件 (平成30年7月31日施行)		要件	協力病院の独自の指定要件(案)		要件
1 診療体制					
(1) 診療機能					
① 集学的治療・標準的治療					
ア	我が国に多いがん及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等がん患者の状態に応じたを提供すること。	A	指定を受けようとするがん種について手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに、学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。	A	A
イ	我が国に多いがんについて、クリティカルパスを整備し、活用状況を把握すること。	A	指定を受けようとするがん種について、クリティカルパスを整備し、活用状況を把握すること。	A	A
キ	がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボードを設置し、その実施主体を明らかにした上で、 月1回以上開催 すること。	A	指定を受けようとするがん種について、がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボードを設置し、その実施主体を明らかにした上で、 月1回以上開催 すること。	A	A
サ	生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。	A	生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備することが 望ましい 。	C	C
② 手術療法					
ア	術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	A	指定を受けようとするがん種について、術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	A	A
イ	術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが 望ましい 。	C	指定を受けようとするがん種について、術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが 望ましい 。	C	C

国拠点病院の新要件 (平成30年7月31日施行)		要件	協力病院の独自の指定要件(案)	要件
③ 放射線療法				
ア	強度変調放射線治療に関して、地域の医療機関と連携すると共に、役割分担を図ること。	A	自施設にて放射線治療を実施している場合は、 強度変調放射線治療等を含む放射線治療に関して地域の医療機関と連携すると共に役割分担を図ること。	A
ウ	第三者機関による出力線測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。 なお、基準線量±5%の範囲を維持することが 望ましい 。	A	自施設にて放射線治療を実施している場合は、 第三者機関による出力線量測定を行う等、放射線の品質管理を行うこと。	A
	—	—	胃がん又は大腸がんのいずれかについて指定を受けようとする場合で、放射線治療について専門医等の配置がない場合は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。	A
⑥ 地域連携の推進体制				
ア	緩和ケアの提供に関しては、 当該医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケア提供診療所等のマップやリストを作成する等、患者・家族に常に提供できる体制を整備すること。	A	緩和ケアの提供に関しては、 当該医療圏内の拠点病院と協力し、 緩和ケア病棟や在宅緩和ケア提供診療所等のマップやリストを作成する等、患者・家族に常に提供できる体制を整備すること。	A
イ	病理診断又は画像診断に関する依頼、手術・放射線治療・薬物療法、緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互的な連携協力体制・ 教育体制 を整備すること。	A	病理診断又は画像診断に関する依頼、手術・放射線治療・薬物療法、緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互的な連携協力体制・ 教育体制 を整備することが 望ましい 。	C
ウ	当該医療圏の がん診療に関する情報を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患者に対し、情報提供を行うこと。	A	当該医療圏の がん診療に関する情報を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患者に対し、情報提供を行うことが 望ましい 。	C
オ	我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパスを整備すること。	A	指定を受けようとするがん種について、 地域連携クリティカルパスを整備すること。	A
ク	当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること。	A	当該医療圏において、 拠点病院に協力し、 地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けることが 望ましい 。	C
⑦ セカンドオピニオンの提示体制				
ア	我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオンを提示する体制を整備すること。	A	指定を受けようとするがん種について、 手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオンを提示する体制を整備すること。	A

国拠点病院の新要件 (平成30年7月31日施行)		要件	協力病院の独自の指定要件(案)	要件
(2) 診療従事者				
① 専門的な知識・技能を有する医師の配置				
ア	当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師1人以上配置	A	指定を受けようとするがん種について、専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師1人以上配置	A
ウ	放射線治療に携わる医師1名以上配置 専従(必須) 【経過措置あり:2年間】	A	自施設にて放射線治療を実施している場合、放射線治療に携わる医師を1人以上配置 専従(必須) 【経過措置あり:2年間】	A
	—	—	麻酔科専門医が配置されていることが望ましい。	C
	—	—	肺がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の呼吸器に関する専門資格を有する医師を配置すること。	A
	—	—	胃がん又は大腸がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の消化器に関する専門資格を有する医師を配置すること。	A
	—	—	肝がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の消化器に関する専門資格を有する医師を配置すること。	A
	—	—	乳がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の乳腺に関する専門資格を有する医師を配置すること。	A
	—	—	前立腺がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の泌尿器科に関する専門資格を有する医師を配置すること。	A
② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者				
ア	専従の放射線治療に携わる常勤の放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	A C	自施設にて放射線治療を実施している場合は、専従の放射線治療に携わる常勤の放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	A C
	専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。	A	自施設にて放射線治療を実施している場合は、専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。	A
	放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。	A	自施設にて放射線治療を実施している場合は、放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。	A
(3) 医療施設				
① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置				
ア	放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。	A	放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。 胃がん又は大腸がんについて指定を受けようとする場合で、自施設において放射線治療機器を整備していない場合は、他の医療機関との連携によって対応できる体制を有すること。	A
ウ	原則として集中治療室を設置すること。	B	集中治療室を設置することが望ましい。	C
エ	白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室を設けること。	A	【要件なし】	—

国拠点病院の新要件 (平成30年7月31日施行)		要件	協力病院の独自の指定要件(案)	要件
2 診療実績				
	①または②を概ね満たすこと。なお、同一医療圏に複数の地域拠点病院をしてする場合は、①の項目を全て満たすこと。	—	肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がんのうち指定を受けようとするがん種について院内がん登録数(入院、外来を問わない自施設初回治療分)が以下に提示する要件を概ね満たすこと。	—
①	以下の項目をそれぞれ満たすこと。 ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上 イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上 ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上 エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上 オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上	A	肺がんについて指定を受けようとする場合は、肺がんの院内がん登録数が年間80件以上であること。 胃がんについて指定を受けようとする場合は、胃がんの院内がん登録数が年間80件以上であること。 肝がんについて指定を受けようとする場合は、肝がんの院内がん登録数が年間30件以上であること。 大腸がんについて指定を受けようとする場合は、大腸がんの院内がん登録数が年間100件以上であること。	A A A A
②	当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。	A	乳がんについて指定を受けようとする場合は、乳がんの院内がん登録数が年間60件以上であること。 前立腺がんについて指定を受けようとする場合は、前立腺がんの院内がん登録数が年間60件以上であること。	A A
3 研修の実施体制				
①	「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を都道府県と協議の上、開催すること。	A	「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を都道府県と協議の上、開催することが望ましい。 拠点病院等が実施するがん医療に携わるがん医療に携わる医師等を対象とした早期発見、副作用対応を含めた放射線療法・化学療法及び緩和ケア等に関する研修に協力するとともに参加すること。	C A
4 情報の収集提供体制				
(1) 相談支援センター				
	相談支援センターの設置 「がん相談支援センター」と表記すること。 (病院固有の名称との併記は可)	A	自院の患者に対応する相談窓口の設置(必須)	A
	国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。	A	院内の患者に限らず相談対応を行う「がん相談支援センター」を設置することが望ましい。 その際、「がん相談支援センター」と表記すること (病院固有の名称との併記は可) 「がん相談支援センター」を設置する場合は、国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。	C A
	—	—	相談支援に携わる者は、がん相談員に関する研修会等に積極的に参加すること。	A

国拠点病院の新要件 (平成30年7月31日施行)		要件	協力病院の独自の指定要件(案)	要件
(3) 情報・普及活動				
①	自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。	A	指定を受けようとするがん種については、 提供可能な診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。	A
	がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報すること。	A	がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報することが 望ましい 。	C
6 PDCAサイクルの確保				
②	実施状況について、都道府県拠点病院を中心に地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院と情報共有と相互評価を行う。	A	実施状況について、都道府県拠点病院を中心に地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院と情報共有と相互評価を行うことが 望ましい 。	C
	地域に対してわかりやすく広報すること。	A	地域に対してわかりやすく広報することが 望ましい 。	C

国拠点病院と異なる独自の認定要件案 (東京都小児がん診療病院)

○第二回病院機能部会にて承認された、認定要件改正の基本的な考え方に基づき、改正を行う。
 ・国指定の小児がん拠点病院の「AYA世代への対応強化」や「PDCAサイクル」「医療安全の推進」等の新要件を基礎とし、ネットワークの構築・施設間の連携を目指す制度であることを鑑み、要件の一部緩和などを行う。

○国拠点病院の指定要件と異なる点については以下のとおり

国拠点病院の要件 (平成30年7月31日施行)		要件	都小児がん診療病院の 独自の認定要件(案)	要件
1 診療体制				
(4) 診療実績				
①	小児がんについて年間新規症例数が30例以上であること。	A	左記と同じ	A
②	固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度あること。	A	左記と同じ	A
③	造血器腫瘍について年間新規症例集が10例程度あること。	A	左記と同じ	A
—		—	なお、診療実績を満たさない場合は、地域性や特定のがん種についての診療、長期フォローアップの実績等を考慮する。	—
2 研修の実施体制				
小児がん連携病院や地域の医療機関等の多職種医療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関する研修会等を毎年定期的で開催し、人材育成等に努めること。		A	地域の医療機関等の多職種医療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関する研修会等を毎年定期的で開催することが 望ましい 。	C
5 患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備				
(4)	子どもの発達段階に応じた遊戯室等を設置すること。	A	子どもの発達段階に応じた遊戯室等を 原則として 設置していること。	B
(5)	家族が利用できる長期滞在施設又はこれに準じる施設が整備されていること。	A	家族が利用できる長期滞在施設又はこれに準じる施設が整備されていること若しくはこれらの施設へ家族等を紹介する体制を構築すること。	A
6 PDCAサイクル				
(1)	自施設及び小児がん連携病院の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を関係者間で共有した上で、適切な改善策を講じること。	A	【左記と同じ】	A
(2)	これらの実施状況につき、地域ブロック協議会において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。	A	これらの実施状況につき、地域ブロック協議会において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報することが 望ましい 。	C